

8 金融関係

ア 金融横断分野

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
①金融分野における競争政策の一層の推進 (金融庁)	金融庁においても、競争政策の推進という観点から金融分野の法制の在り方及びその運用について点検をし、必要な措置を講ずる。 また、競争政策を進める上で、エンフォースメント(ルールの実効性の確保)の見直し・強化も併せて検討し、必要な措置を講ずる。	措置			◎ (金融庁) 「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を第169回国会に提出。違反行為に対するより実効的な抑止を図るため、上記法律案において、金融商品取引法上の課徴金制度について、その対象範囲、金額水準、除斥期間等の見直し等の措置を講ずることとしている。 また、金融商品取引法の施行に適切に対応するため、19年度において、証券取引等監視委員会につき、事務局次長を増設して2人体制とするほか、課徴金・開示検査体制の整備を中心として定員を26人増員するとともに、金融商品取引法の適切な運用に向け、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針及び金融商品取引業者等検査マニュアルを整備。さらに、20年度においても、証券取引等監視委員会につき、課徴金・開示検査体制の充実・強化を中心として定員を22名増員。
②銀行・証券のファイアーウォール規制の在り方の検討 (金融庁)	銀行・証券に係る現行のファイアーウォール規制については、我が国金融機関の国際競争力、顧客ニーズへの対応、効率的な業務運営、総合リスク管理等の観点とともに、諸外国における制度や、利益相反の防止策等、顧客保護の観点等にも十分配慮しながら、適切なものとなるよう、その在り方について必要な検討を行う。	検討			○ (金融庁) 「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を第169回国会に提出。上記法律案において、役職員の兼職規制を撤廃するとともに、利益相反管理体制の整備の義務付けを行うこととしている。また、今後、銀行等の優越的地位を濫用した証券会社による勧誘の禁止等の措置を講じた上で、法人顧客に関する証券会社・銀行等間の非公開情報の授受の制限について緩和する等の措置を講ずることとしている。
③包括的な消費者信用法制の整備 (経済産業省、金融庁)	消費者信用分野においては、消費者金融制度との整合性も視野に入れながら販売信用制度に係る具体的な法制整備を進め、中期的には、関係省庁が連携の上、各業態等における取引実態等を踏まえた上で、共通化すべき事項等について法制の統一を行うこと等につき、検討を行う。	検討			○ (経済産業省) 販売信用を規制する割賦販売法について、割賦購入あっせん業者に過剰与信を防止することを義務づけるとともに、支払能力の調査にあたり信用情報機関を利用すること等を義務づけるほか、既払金返還ルールの新設、個品割賦購入あっせん業者に対する参入規制の強化を柱とする割賦販売法改正法案を今通常国会に提出し、成立(平成20年6月18日公布)したところ。これに伴い、制度の円滑な施行に向けて準備。 (経済産業省、金融庁) 各業態を規制する貸金業法、割賦販売法について、改正した法律の施行後における取引実態を踏まえつつ、共通化すべき事項等について中期的に検討。
④業態間の相互参入 (金融庁)	業態間の相互参入について、現行の持株会社方式・子会社方式のほかに、ユニバーサルバンク方式も視野において、中長期的に検討を行い、結論を得たものから所要の措置を講ずるとともに、引き続き検討を行う。	平成19年度以降検討・結論(結論を得たものから逐次措置)			○ (金融庁) 「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を第169回国会に提出。上記法律案において、銀行・証券間のファイアーウォール規制の見直し、銀行・保険グループの業務範囲の拡大等の措置を講ずることとしている。

イ 預金取扱金融機関

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
①銀行社債と金融債の在り方の見直し (金融庁)	<p>平成13年度以降、長短分離制度の将来について、また、長信銀等が発行する金融債と普通社債との間の商品性の違いやイコールフットイングの観点も踏まえつつ、銀行社債の商品性改善について検討が行われてきた。</p> <p>しかしながら、その後、会社法の施行に伴い、社債について、売り出し発行が認められるなど、銀行社債と金融債の商品性の違いが以前に比して縮小している。他方、完全民営化に向けた移行期の政策金融機関や一部の金融機関では金融債の発行が引き続き認められているという現状がある。</p> <p>したがって、こうした点を踏まえ、今後の政策金融機関の完全民営化後の姿をめぐる議論や銀行の資金調達ニーズ等も踏まえつつ、銀行社債と金融債の将来的な在り方について検討する。</p>	検討			○ (金融庁) 普通銀行の社債発行のあり方については、政策金融機関の完全民営化後の姿や普通銀行が金融債を発行することの必要性・合理性等が現状必ずしも明らかではなく、引き続き慎重に検討を行う。
②特定融資枠契約(コミットメント・ライン契約)の借主範囲の拡大 (法務省、金融庁)	<p>コミットメント・ライン契約に係る手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となる借主の範囲については、利息制限法及び出資法の趣旨を踏まえつつ、中小企業(資本金3億円以下)に加え、①地方公共団体、②独立行政法人、③学校法人、④国立大学法人、⑤医療法人、⑥共済組合、⑦消費生活協同組合、⑧市街地再開発組合、⑨特別目的会社(「証券取引法施行令(昭和40年政令第321号)第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令」に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国法人)にも拡大することが可能かどうか検討する。</p>	検討			○ (法務省、金融庁) 法務省及び金融庁としては、特定融資枠契約に関する法律(平成11年法律第4号)第2条に規定する、いわゆるコミットメント・ライン契約の借主の範囲の拡大の是非について検討を重ねてきたところであるが、以下のとおり、今後とも引き続き慎重に検討を行う方針である。 コミットメント・ライン契約を利用したいとの借り手側のニーズについて十分見極めていく必要があるため、借り手側から寄せられるコミットメント・ライン契約を利用したいといった要望も踏まえつつ、関係省庁とも連携をとりながら、その把握に努めていく。 特定融資枠契約に関する法律が適用される場合、コミットメント・ライン契約の貸し手は、同法所定の手数料について、利息制限法(昭和29年法律第100号)及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)のみなし利息の規定の適用が除外される結果、上限金利規制とは無関係に手数料の取得をすることが可能になる。貸し手が借り手の法的知識が不十分であることに乗じて優越的な地位を濫用し、借り手にコミットメント・ライン契約を押し付けることによる弊害が発生するおそれもあることから、関係省庁とも連携をとりながら、慎重に検討を行う。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
③資産流動化に際しての信託宣言の許容 (法務省)	資産流動化に際しての信託宣言の許容に関して検討し結論を得、所要の措置を講ずる。 【信託法(平成18年法律第108号)】【信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)】	措置			◎ (法務省) 信託法案及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を第164回国会に提出。両法案は、第165回国会で成立し(平成18年12月15日公布)、平成19年9月30日施行。 要望内容については、新信託法において、自己信託(信託宣言)を許容することにより措置。
④更なる信託スキームの活用に資する商事(営業)信託関連法制の見直し (金融庁、法務省)	更なる信託スキームの活用に資する商事(営業)信託関連法制の見直しを行う。 【信託法(平成18年法律第108号)】【信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)】	措置			◎ (金融庁) 「信託法(平成18年法律第108号)」及び「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)」が第165回国会において成立(平成18年12月15日公布)、平成19年9月30日施行。受託者の義務の合理化・受益者の多数決による意思決定の許容、信託の併合・分割の制度の新設などを内容とする見直しをすることにより措置を講じた。 (法務省) 信託法案及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を第164回国会に提出。両法案は、第165回国会で成立し(平成18年12月15日公布)、平成19年9月30日施行。 要望内容である商事信託関連法制の見直しについては、新信託法において、受託者の義務の合理化・受益者の多数決による意思決定の許容、信託の併合・分割の制度の新設などを内容とする見直しをすることにより措置。
⑤信託法第58条の見直し (金融庁、法務省)	SPC法の特持分信託に関して、信託法第58条の特例を設けることについて検討し結論を得る。 【信託法(平成18年法律第108号)】【信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)】	措置			◎ (金融庁) 「信託法(平成18年法律第108号)」が第165回国会において成立(平成18年12月15日公布)、平成19年9月30日施行。法務省において、SPCに限らず信託一般のルールとして、裁判所が信託の終了を命じることができる要件に係る規定の整備が措置された。 (法務省) 信託法案及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を第164回国会に提出。両法案は、第165回国会で成立し(平成18年12月15日公布)、平成19年9月30日施行。 要望内容である旧信託法第58条の見直しについては、新信託法において、裁判所が信託の終了を命じることができる場合に関する旧信託法の要件を改めることにより措置。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
⑥受益者の定めのない信託の実現 (法務省)	有効期間を超えて存続できないものとする等、所要の規定を整備した上で、公益信託以外についても受益者の定めのない信託を有効とする。 【信託法(平成18年法律第108号)】【信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)】	措置			◎ (法務省) 信託法案及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を第164回国会に提出。両法案は、第165回国会で成立し(平成18年12月15日公布)、平成19年9月30日施行。 要望内容である受益者の定めのない信託に実現については、新信託法において、受益者の定めのない信託の制度を創設することにより措置。
⑦信託銀行が行う公告における電磁的方法(インターネット)の利用 (金融庁、法務省)	信託銀行が行う、貸付信託に係る信託契約の締結時・信託約款の変更時の公告について、電磁的方法(インターネット)の利用を可能にするための検討を行い、結論を得る。 【信託法(平成18年法律第108号)】【信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)】	措置			◎ (金融庁) 「信託法(平成18年法律第108号)」及び「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)」が第165回国会において成立(平成18年12月15日公布)、平成19年9月30日施行。貸付信託にかかる公告に関して電子公告を可能とすることにより措置を講じた。 (法務省) 信託法案及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を第164回国会に提出。両法案は、第165回国会で成立し(平成18年12月15日公布)、平成19年9月30日施行。 要望内容については、整備法の中で、貸付信託にかかる公告に関して電子公告を可能とすることにより措置。
⑧証券会社との弊害防止措置の見直し (金融庁)	①証券会社の行為規制等に関する内閣府令(昭和40年大蔵省令第60号)第12条第1項第2号における適用除外となる有価証券の範囲の点検、②非公開情報の授受に係る内閣府令の点検、を実施する。	検討			○ (金融庁) ①「金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)」が(平成19年8月6日公布)平成19年9月30日施行。上場されてからの期間や売買代金等の一定の条件を満たす上場株券について、引受制限を緩和するための所要の措置を講じた。 ②「金融・資本市場競争力強化プラン」(平成19年12月21日公表)において、法人顧客に関する証券会社・銀行等の間の非公開情報の授受の制限について緩和する等の措置を講じている。
⑨銀行子会社に対する信託兼営金融機関が営む併営業の契約締結代理業務の解禁 (金融庁)	信託兼営金融機関が営む併営業を受託する契約の締結の代理又は媒介について、銀行の付随業務として認められていることから、子会社業務範囲に含めることを検討する。	検討			◎ (金融庁) 「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成18年内閣府令第29号)」(平成18年3月30日公布)が、平成18年4月1日施行。 信託兼営金融機関が営む併営業を受託する契約の締結の代理又は媒介については、銀行子会社の業務範囲に追加する措置を講じた。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
⑩利益相反取引の受益者宛報告内容の見直し (金融庁)	個人情報保護法の趣旨に鑑み、信託契約において定められた条件に基づく利益相反取引についての受益者宛報告の内容について、多数の個人を相手方とする定型的な貸付取引等における実態やそのニーズを踏まえた上で、見直しを検討する。	措置			◎ (金融庁) 「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成19年内閣府令第49号)」が(平成19年7月13日公布)平成19年9月30日施行。個人に係る受益者宛に開示する内容を制限することにより措置を講じた。
⑪貸金業者からの債権譲受に伴う書面交付義務の緩和 (金融庁)	貸金業に係る規制に関する実態調査等を踏まえて、貸金業者からの債権譲受に伴う書面交付義務の緩和の可能性について引き続き検討を行う。	検討			○ (金融庁) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第24条第2項により債権を譲り受けた者について準用される書面交付義務は、債務者等を保護するための規定であり、引き続き慎重に検討を行う。
⑫信用保証協会保証付債権の譲渡に係る規制緩和 (経済産業省)	「再生審査会」の承認した案件の実績等をフォローする等の方法により、措置の十分性の検討を行うとともに、財政負担については慎重に判断を行いつつ、追加施策の要否について、検討する。	検討			○ (経済産業省) 信用保険が付保され信用保証協会の保証を受けた債権の譲渡先の緩和については、現在再生審査会の承認した案件の実績等のフォローを行っているところ。
⑬銀行等による証券事故処理のためのいわゆる「事故処理分別口座」保有の解禁 (金融庁)	証券取引法第65条の2第1項の登録を受けた銀行等について、証券会社と同様に事故処理ができるよう検討し結論を得るとともに、以後速やかに所要の措置を講ずる。		平成19年度結論、以後速やかに措置		◎ (金融庁) 登録金融機関の事故処理分別口座については、金融商品取引業者と同様の処理ができるよう、平成19年9月30日付施行の金融商品取引法等により措置済み。
⑭銀行等による「ラップ口座」契約締結の代理の容認 (金融庁)	銀行等による証券会社の「ラップ口座」の契約締結の勧誘が認められた経緯や実態等を十分に踏まえながら、銀行等による証券会社の「ラップ口座」の契約締結の代理・媒介を認めることについて、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)に基づき、政令・内閣府令等を整備する中で結論を得るとともに、以後速やかに所要の措置を講ずる		平成19年度結論、以後速やかに措置		◎ (金融庁) 「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成19年内閣府令第60号)」(平成19年8月8日公布)が、平成19年9月30日施行。 ラップ口座の契約締結の代理・媒介については、銀行が行うことができる「その他金融業を行う者の業務の代理又は媒介」に追加する措置を講じた。
⑮証券取引における総合口座貸越の取扱いの見直し (金融庁)	利用者保護の徹底と利用者利便向上の観点と比較衡量したうえで、また、現在の総合口座貸越の利用実態も踏まえ、貸越金額に上限を設定することをはじめとする一定の条件の下で、証券取引における総合口座貸越を認めるか否かの検討を開始する。	検討開始			○ (金融庁) 貸越金額の具体的な上限額等、総合口座貸越を認める場合の具体的な条件について、過剰取引を招くおそれや適合性の原則といった利用者保護の観点も踏まえつつ、検討を行っているところ。
⑯地方公共団体に対する指定金融機関等の担保提供義務の在り方 (総務省)	地方公共団体に対する指定金融機関等の担保提供を法令で義務付けることについて、その実態や地方公共団体の意見等も踏まえ、その在り方について検討する。	検討			○ (総務省) 地方公共団体に対する担保の提供の実態や地方公共団体の意見等も含めた実態調査を既に行っているところである。その結果等を踏まえ、今年度末までに結論を得るべく、検討しているところである。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
①信託兼営金融機関等に対する信託専門関連業務子会社が営む業務(信託兼営金融機関が本体で営みうるものに限る)の代理業務の解禁(金融庁)	信託兼営金融機関等について、信託専門関連業務子会社が営む併営業務(信託兼営金融機関が本体で営みうるものに限る)の代理業務の規制についての緩和を検討し、結論を得る。	結論			○(金融庁) 信託専門関連業務子会社が営む併営業務の代理業務について、信託兼営金融機関に対して認めることとし、平成20年度中に所要の措置を行う。
⑩協同組織金融機関(信用金庫・信用組合)に関する法制の見直し(金融庁)	協同組織金融機関(信用金庫・信用組合)が、今後、我が国金融システムにおいてどのような役割を果たしていくべきか、及びその役割を果たすために、例えば、員外取引制限や資金調達手段やガバナンスなど、業務及び組織の在り方につき、総合的な視点から見直しを検討する。	検討開始			○(金融庁) 協同組織金融機関に関する法制の在り方については、金融審議会「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」において、幅広い観点から検討を開始したところ。
⑨信用金庫等による劣後債の発行(金融庁)	自己資本の充実を通じた経営基盤の強化を図る観点から、協同組織金融制度の理念の範囲内の信用金庫等による劣後債の発行等の可否について検討する。	検討			○(金融庁) 協同組織金融機関に関する法制の在り方については、金融審議会「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」において、幅広い観点から検討を開始したところ。
⑳信用金庫の会員資格の見直し(金融庁)	信用金庫が地域経済において引き続きその役割を発揮する観点から、信用金庫の会員資格の資本金基準を引き上げることについて検討する。	検討			○(金融庁) 協同組織金融機関に関する法制の在り方については、金融審議会「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」において、幅広い観点から検討を開始したところ。
21 会員の法定脱退事由の拡大(金融庁)	信用金庫について、協同組織としての性格を踏まえつつ所在不明会員を法定脱退させるための制度の創設が可能か、検討する。	検討			○(金融庁) 協同組織金融機関に関する法制の在り方については、金融審議会「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」において、幅広い観点から検討を開始したところ。
22 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針「その他の付随業務」への例示の追加(金融庁)	ノーアクションレター制度を活用した具体的な事例を参照できるように監督指針を改正する。	措置			◎(金融庁) ノーアクションレター制度を活用した具体的な事例を参照できるように、「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を一部改正(平成19年3月30日)。 (改正部分) 「主要行等向けの総合的な監督指針」V-3-2(3)(注3) 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅲ-4-2(3)(注3)

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
23 信用保証業務を営む子会社の業務範囲の拡大 (金融庁、農林水産省)	信用事業を行う農業協同組合又は信用農業協同組合連合会の子会社が事業性ローンに係る債務保証業務を営むことができるようにする。その際、経営の健全性の観点やリスク管理の適切性を踏まえつつ、債務保証に関する他の制度との関連について検証しながら慎重に検討する。	措置			◎ (金融庁、農林水産省) グループ内の事業性ローンに係る保証を除き、当該業務制限を撤廃することとし、関連告示及び監督指針について所要の改正を措置。 ○関連告示の改正(平成20年3月21日) 農協:平成20年農林水産省告示第411号 信連:平成20年金融庁・農林水産省告示第4号 ○監督指針の改正(平成20年6月13日) 「系統金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅲ-4-8-1の一部を改正
24 農林中央金庫の従たる事務所の登記事項の簡素化 (法務省、農林水産省)	農林中央金庫の従たる事務所の登記事項に関して、会社法ならびに銀行法等と同様の簡素化を図る。	措置			◎ (法務省、農林水産省) 農林中央金庫の従たる事務所の登記事項を簡素化することについては、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成19年政令第39号)」により措置。

ウ 金融商品取引業

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
①金融サービス(投資)法制の横断化 (金融庁)	現行の証券取引法を金融商品取引法(いわゆる「投資サービス法」)に改め、投資性の強い金融商品を横断的にカバーできる投資者保護法制を構築する。 (第164回国会に関係法案提出)	措置			◎ (金融庁) 「証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)」(「金融商品取引法」)が第164回国会において成立(平成18年6月14日公布、平成19年9月30日施行。これに伴い、関係政令・共管命令を整備し、「証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成19年政令第233号)」(平成19年8月3日公布)及び「金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)」(平成19年8月6日公布)を、平成19年9月30日施行。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
②証券決済の基盤整備のための国際私法上の手当て (法務省)	間接保有証券取引の準拠法に関する条約の成立を踏まえ、証券担保等の準拠法は、証券が物権的性格であろうと、債権的性格であろうと、投資家の権利が確認できる帳簿を有するカストディアン(証券を保管する業者)等の所在地の法によるとするなど、法例の特別規定を設けることについて引き続き法制審議会において検討し、結論を得る。	検討・結論			◎ (法務省) 間接保有証券の準拠法に関する条約である「口座管理機関によって保有される証券についての権利の準拠法に関する条約」の署名及び批准の可否等について、法制審議会において審議・検討を行ってきたところ、同条約については、ヨーロッパ連合における検討の帰趨を見極めた上で適切と考えられる時期に我が国も批准すべきものとする「諮問第57号に関する審議結果報告」が平成20年2月13日の同総会において決定され、同日、法務大臣に答申された。
③信託受益権の有価証券化及び振替制度の対象化 (法務省・金融庁)	信託受益権につき有価証券を発行できるようにすることについて、所要の結論を得る。 【信託法(平成18年法律第108号)】【信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)】	措置			◎ (法務省) 信託法案及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を第164回国会に提出。両法案は、第165回国会で成立し(平成18年12月15日公布)、平成19年9月30日施行。要望内容については、新信託法において、受益証券発行信託の制度を創設し、同整備法の中で信託受益権を証券取引法上の有価証券とすることにより措置。
	また、仮に、信託受益権につき有価証券を発行することが可能であるとされた場合においては、振替制度の対象とすることについて検討し、所要の結論を得る。 【信託法(平成18年法律第108号)】【信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)】	措置			◎ (法務省) 信託法案及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を第164回国会に提出。両法案は、第165回国会で成立し(平成18年12月15日公布)、平成19年9月30日施行(振替制度の部分については、未施行)。 要望内容については、整備法の中で、信託受益権を振替制度の対象とすることにより措置。 (金融庁) 「信託法(平成18年法律第108号)」及び「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)」が第165回国会において成立(平成18年12月15日公布)。振替制度の対象化について措置を講じた(信託法整備法の公布から5年以内の施行予定)。
④有価証券指数先物取引の対象有価証券の範囲拡大 (金融庁)	株価指数先物取引の対象有価証券の範囲拡大を含むデリバティブ取引の定義の見直しについて、所要の措置を講ずる。 【証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)】	措置			◎ (金融庁) 「証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)」(「金融商品取引法」)が第164回国会において成立(平成18年6月14日公布)、平成19年9月30日施行。対象とするデリバティブ取引に関する定義の範囲を拡大するとともに、新たに規制対象とすべきデリバティブ取引が出現した場合にこれを追加指定することを可能とするための措置を講じた。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
	金融商品取引法の中でデリバティブ取引の定義を見直しており、協同組織金融機関の発行する優先出資証券についてもいわゆる指数先物取引の対象有価証券とする。	措置			◎ (金融庁) 「証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)」(「金融商品取引法」)が第164回国会において成立(平成18年6月14日公布)、平成19年9月30日施行。デリバティブ取引の原資産について、協同組織金融機関の発行する優先出資証券も含む有価証券等に対象範囲を拡大する措置を講じた。
⑤証券取引法における「子法人等」の定義の改正 (金融庁)	証券取引法(昭和23年法律第25号)における「子法人等」と「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)などその他の法令における「子会社」等の定義の相違については、それぞれの規制の趣旨を踏まえつつも均衡を図る観点から、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)に基づき、政令・内閣府令等を整備する中で規定することについて結論を得るとともに、以後速やかに所要の措置を講ずる。	平成19年度結論、以後速やかに措置			◎ (金融庁) 「証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成19年政令第233号)」(平成19年8月3日公布)、及び「金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)」が(平成19年8月6日公布)平成19年9月30日施行。「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」などを踏まえ、実質支配力基準とする措置を講じた。
⑥証券取引法上の適格機関投資家の範囲拡大 (金融庁)	「証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第14号)第4条第1項が規定する適格機関投資家については、同法の金融商品取引法への改題など、これまでに実施した措置による実情等を評価した上で、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)等に基づく政令・内閣府令等を整備する中で、事業会社の適格機関投資家要件の緩和及び個人投資家を適格機関投資家の範囲に加えることについて結論を得るとともに、以後速やかに所要の措置を講ずる。	平成19年度結論、以後速やかに措置			◎ (金融庁) 「証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成19年内閣府令第56号)」が(平成19年8月7日公布)平成19年9月30日施行。適格機関投資家の範囲拡大について、事業会社の適格機関投資家要件の緩和、一定の要件を満たす個人投資家の適格機関投資家の範囲への追加等の措置を講じた。
⑦適格機関投資家の申請手続の緩和 (金融庁)	更なる届出期間の見直しについては、企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成16年内閣府令第91号)施行後の適格機関投資家に係る届出の動向や適格機関投資家になることを希望する者のニーズ等を踏まえ、検討する。	検討			○ (金融庁) 適格機関投資家の届出期間の見直しについては、平成20年春頃に内閣府令の改正において措置を行う予定。
⑧SPCによる発行登録制度の利用の容認 (金融庁)	資産流動化証券についても、発行登録制度の利用を可能とすることについて検討する。	検討			○ (金融庁) SPC(特定目的会社)による資産流動化証券の発行登録制度の利用の容認を含め、発行登録制度全体の見直しを平成20年度以降検討する予定。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
⑨投資法人の資金調達手段の多様化 (金融庁)	一定の条件下で投資法人のCPの発行が可能となるよう、所要の措置を講ずる。 【証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)】	措置			◎ (金融庁) 「証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)」「金融商品取引法」が第164回国会において成立(平成18年6月14日公布)、平成19年9月30日施行。一定の条件を満たす場合の投資法人による短期投資法人債の発行に関する規定の整備等の措置を講じた。
⑩投資信託の統合のための規定の整備 (金融庁)	投資信託の統合について、投資家保護等に留意しつつ、信託法の改正の議論を踏まえ、検討を行い、結論を得る 【信託法(平成18年法律第108号)】 【信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)】	措置			◎ (金融庁) 「信託法(平成18年法律第108号)」及び「信託法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成18年法律第109号)」が第165回国会において成立(平成18年12月8日公布)、平成19年9月30日施行。投資信託の併合に関する規定の整備等の措置を講じた。
⑪有価証券報告書の提出義務の緩和 (金融庁)	かつて有価証券の募集を行い、その後長期間にわたり有価証券を発行していない未上場・未登録会社に係る有価証券報告書の提出免除要件の拡大について、実態等を把握した上で結論を得、所要の措置を講ずる。	措置			◎ (金融庁) 「証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成19年政令第233号)」(平成19年8月3日公布)及び「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成19年内閣府令第65号)」(平成19年8月15日公布)が平成19年9月30日施行。有価証券報告書の提出免除要件の拡大について、有価証券報告書の提出義務を免除するための要件として、人数基準等を定める措置を講じた。
⑫外国で上場されている「外国投資信託」「外国投資証券」の国内販売における規制緩和 (金融庁)	証券取引法の審議過程における議論を踏まえつつ、投資に係る専門的な知識、経験を十分に有している適格機関投資家に売買を限定する場合や、海外の市場に上場しているETF(Exchange Traded Fund:株価指数連動型投資信託受益証券)に限定する場合など、投資家・外国投資信託等の投資商品等に一定の条件を付した上で、外国発行者による事前届出義務及び運用報告書の交付義務の在り方について、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)に基づき、政令・内閣府令等を整備する中で結論を得るとともに、以後速やかに所要の措置を講ずる。		平成19年度結論、以後速やかに措置		◎ (金融庁) 「証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成19年政令第233号)」(平成19年8月3日公布)及び「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成19年内閣府令第61号)」(平成18年8月9日公布)が平成19年9月30日施行。外国投資信託の受益証券及び外国投資証券について、投資家・投資商品等に一定の条件を付した上で、外国発行者による事前届出及び運用報告書の交付を不要とする規定の整備等の措置を講じた。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容				講ぜられた措置の概要等	
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度		21年度
⑬財産の効率的運用に資するインターナショナル・クロス取引規制の緩和 (金融庁)	投資運用を行う業者が、恣意性が入らないよう一定の要件を基に限定的に行うインターナショナル・クロス取引について、投資家保護の観点や他の法令における同種の規制との整合性に留意しつつ、一定の弊害防止措置を講じた上で、「あらかじめ個別の取引ごとに双方の顧客の同意」を得るとの要件を緩和するよう、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)に基づき、政令・内閣府令等を整備する中で結論を得るとともに、以後速やかに所要の措置を講ずる。	平成19年度結論、以後速やかに措置			◎ (金融庁) 「金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)」が(平成19年8月6日公布)平成19年9月30日施行。運用の方針、運用財産の額及び市場の状況に照らして当該取引を行うことが必要かつ合理的と認められる場合(金融商品取引業等に関する内閣府令第129条第1項第1号イ(4))等の要件を満たすインターナショナル・クロス取引を許容する旨規定するとともに、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」において要件を明確にする措置を講じた。
⑭勧告・告発といった証券取引等監視委員会の有する機能の一層の活用 (金融庁)	委員会は、勧告、告発に向けて、その取組を強化することにより、市場におけるルール違反には厳格に対処するという姿勢を明らかにする必要がある。 その際には、一般投資者等からの情報の収集の強化、証券業協会や証券取引所といった自主規制機関との連携の強化、民間のノウハウの活用を図る。 その他、委員会は、「証券取引等監視委員会の活動状況」において、勧告等の実施状況を公表しているが、このような取組を通じて、引き続き監視機関としての活動状況を市場に周知し、ルール違反に対する抑止力を高めるよう努める。	逐次実施			○ (金融庁) 平成19年7月の新体制発足を受け、市場の透明性・公正性の確保及び投資者保護に向けた証券取引等監視委員会の中期的な取組み方針として、同年9月に、「公正な市場の確立に向けて」を公表。 同方針に基づき、引き続き一般からの情報収集体制の整備に努め、幅広く日常的な市場監視を実施。また、取引所・日本証券業協会等の自主規制機関と審査・考査面での連携を強化するだけでなく、広く市場規律の強化に向け働きかけるべく、各市場参加者との意見交換等をより積極的に実施。さらに、的確な市場監視及び職員の専門性向上を図る観点から、弁護士及び会計士を含む民間専門家17名を採用(20年4月1日現在85名が在籍)。 19年8月には、構成を改訂し、分かりやすく内容をより充実させた形で「証券取引等監視委員会の活動状況」を公表し、勧告等の実施状況について広く周知するなど、委員会の監視活動について市場参加者間の認識を高めるべく、積極的な対外発信を実施。
⑮課徴金制度の適用強化を通じた市場ルールのエンフォースメント強化 (金融庁)	金融庁及び委員会は、課徴金制度の運用について、一層の強化に努めるべきである。そのため、委員会は、ウ⑭の取組を通じて課徴金納付命令の前提となる勧告制度の運用を強化する。 そして、金融庁は、課徴金に係る制度の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、課徴金の額の算定方法、その水準及び違反行為の監視のための方策を含め、課徴金に係る制度の在り方等について検討を行う。	逐次実施			○ (金融庁) 委員会は、課徴金制度の特性を活かして迅速・効率的な調査を実施しているところ、課徴金制度が導入された平成17年4月から平成20年3月末まで、課徴金納付命令に係る勧告を42件行っている。 「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を第169回国会に提出。違反行為に対するより実効的な抑止を図るため、上記法律案において金融商品取引法上の課徴金制度について、その対象範囲、金額水準、除斥期間等の見直しを行うこととしている。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
⑩市場の実情に応じたルールの迅速な見直しに向けた建議等の実施 (金融庁)	委員会は、常に制度的な問題が生じていないかとの観点からその調査・検査を実施し、ルールが市場の実情に応じたものとなっていないと判断される場合には、直ちに建議等を行い、金融庁はそれらを踏まえて迅速に施策を実施すべきである。その際、可能な限り当該施策の実施に至るまでの透明性の向上を図る。	逐次実施			○ (金融庁) 委員会から、課徴金制度の見直しに関し、金融審議会第一部会法制ワーキング・グループにおいて具体的な意見を述べるなど、検討すべき課題について適切に問題提起。
⑪赤字・赤字規制の廃止 (金融庁)	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和61年法律第74号)第14条、第15条に規定する書面の交付に関し、いわゆる赤字・赤字規制を廃止することについて、金融商品の販売等に関する法律(平成12年法律第101号)等、他の法令との整合性に留意しつつ、投資家保護の観点から踏まえ、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)に基づき、政令・内閣府令等を整備する中で結論を得るとともに、以後速やかに所要の措置を講ずる。	平成19年度結論、以後速やかに措置			◎ (金融庁) 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令(平成19年内閣府令第55号)」が(平成19年8月7日公布)平成19年9月30日施行。いわゆる赤字・赤字規制を規定した「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則(昭和61年大蔵省令第54号)」を廃止することにより措置を講じた。
⑩有価証券購入代金のクレジットカード決済 (金融庁)	現在、証券会社又は証券仲介業者が金銭を貸し付けることを条件として有価証券の売買の受託等を行うことは証券取引法により禁止されており、有価証券購入代金の決済をクレジットカードで行うことに関しては、これに該当するおそれがあるため、現在行われていない。 他方、クレジットカード決済は、現金に代わる決済手段として一般的に普及している決済手段の一つであり、クレジットカードによる決済を認めることによって消費者にとって決済手段の選択肢が広がり、利便性の向上に資する面もある。 したがって、これらを踏まえ、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)等に基づき、政令・内閣府令を整備するなかで、「投資者の保護に欠けるおそれがないと認められるもの」(金商法第44条の2第1項第1号・第2項第1号、第66条の14第1号ホ)としてどのようなものが考えられるかにつき結論を得るとともに、以後速やかに所要の措置を講ずる。	平成19年度結論、以後速やかに措置			◎ (金融庁) 「金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)」が(平成19年8月6日公布)平成19年9月30日施行。利用者利便及び投資家保護の観点から、所要の条件を付した上で有価証券の売買の受託等に係るクレジットカード決済を認める措置を講じた。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
⑱証券取引分野における市場監視機能の強化 (金融庁)	行政上の制裁措置等や、不正取引、ディスクロージャ一等に係る資本市場の監視取締に必要な規則の制定については、市場により近い証券取引等監視委員会が一層重要な役割を果たすことが肝要であり、そうした方向性に沿って、更なる独立性向上の必要性も含め、市場の監視取締体制の在り方について検討を行い、結論を得る。	必要に応じて逐次実施・検討			○ (金融庁) 金融商品取引法の施行に適切に対応するため、証券取引等監視委員会の事務局次長を増設して2人体制とした(平成19年7月1日)。 金融商品取引法の全面施行に伴い、四半期報告書等(平成20年4月1日以降に開始する事業年度から適用)を課徴金調査の対象に加えるとともに、集団投資スキーム(ファンド)等を検査対象に追加した(平成19年9月30日)。 「公認会計士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第99号)」が第166回国会において成立(平成19年6月20日)し、監査法人等に対する行政処分が多様化や課徴金納付命令の創設を行うとともに、外国監査法人等に対する届出制度や報告徴収・立入検査等の権限を整備した(平成20年4月1日施行)。 平成20年度予算において、課徴金調査の的確な実施を含む市場監視体制の強化のため、証券取引等監視委員会を中心に30名程度の増員を行った。
20有価証券の定義の見直し (金融庁)	投資家保護の観点から、集団投資スキーム(いわゆるファンド)を包括的に対象とする等、現行の証券取引法の適用対象となる範囲を横断化することとし、所要の措置を講ずる。	措置			◎ (金融庁) 「証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)」(「金融商品取引法」)が第164回国会において成立(平成18年6月14日公布)、平成19年9月30日施行。集団投資スキームを包括的に「有価証券」として位置づけるとともに、投資家保護の観点から、集団投資スキーム持ち分のいわゆる自己募集や自己運用に係る業務を行う場合には原則として金融商品取引業者としての登録を受けることを義務づけることとする等の措置を講じた。
21商品投資顧問業者の資本金要件の軽減 (経済産業省、農林水産省)	商品投資顧問業者の最低資本金を見直すことについて、類似の制度である証券投資顧問業法との比較や投資家保護の観点を踏まえ、検討する。	措置			◎ (農林水産省、経済産業省) 商品投資顧問業者の最低資本金を見直すことについて、類似の制度である証券投資顧問業法との比較や投資家保護の観点を踏まえ、商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令(平成4年政令第45号)を一部改正し、1億円を5千万円に引き下げた(平成19年9月30日施行)。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
22投資顧問業法第35条に基づく営業報告書の記載事項の簡素化 (金融庁)	内閣総理大臣の承認を受けて、投資顧問業法第16条第1項に規定する書面交付が不要とされた投資顧問業者については、投資顧問業法第35条に基づく営業報告書の記載事項の簡素化につき、利益相反防止のための監督上の必要性を勘案しつつ、検討し結論を得るとともに、以後速やかに所要の措置を講ずる。	平成19年度結論、以後速やかに措置			◎ (金融庁) 「金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)」が(平成19年8月6日公布)平成19年9月30日施行。金融商品取引業者が提出する事業報告書の記載事項に、旧投資顧問業法第16条(旧投資顧問業法施行規則第26条の5・第30条の5)で求められていた事項を記載事項としないこととすることにより、措置を講じた。
23投資顧問業者の役員または投資顧問業法施行令第3条に規定する使用人の住所に関する公衆縦覧の廃止及び住所変更に伴う変更の届出の廃止 (金融庁)	金融商品取引法において、金融商品取引業者の役員及び重要な使用人の住所に関する公衆縦覧及び住所変更に伴う変更の届出を廃止する。	措置			◎ (金融庁) 「証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)」(「金融商品取引法」)が第164回国会において成立(平成18年6月14日公布)、平成19年9月30日施行。金融商品取引業者の役員や重要な使用人の住所を金融商品取引業者の登録事項や変更登録事項としないこととすることにより、措置を講じた。

エ 保 険

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
①特別勘定に関する現物資産による保険料受入れ及び移受管の実施 (金融庁)	特別勘定において保険料の受入れ及び移受管を現物資産で行うことについて検討する。	検討			○ (金融庁) 保険の引受けの対価として現物資産を一般的に観念することができるか、保険料の収受や給付金の支払いを現物資産で行うことが保険契約者間の公平の観点から適当か等の課題があり、その是非を含め引き続き検討を行っている。
②保険契約移転時における移転単位の見直し (金融庁)	責任準備金の算出基礎が同一である保険契約の全部を包括して移転しなければならないとされている保険契約移転について、保険契約者間(移転する契約者と移転しない契約者)の公平と保険契約者の保護、保険会社の業務の健全な運営の確保の観点を踏まえ、責任準備金の公平な分割に留意しつつ、その一部での移転を可能とすることについて引き続き検討し、結論を得る。	結論			○ (金融庁) 本件については、「金融審議会金融分科会第二部会報告」(平成19年12月18日)を踏まえ、直ちに見直すことはしないが、保険契約者保護の観点から、十分に議論を深めつつ、引き続き丁寧に検討することとした。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
③保険契約の包括移転にかかわる手続の簡素化 (金融庁)	保険会社間の保険契約の包括移転において、移転先保険会社に与える影響が一定程度にとどまるような場合については、相互会社の取扱いや、株主や保険契約者の保護について検討した上で、移転先保険会社の株主総会等の決議を不要とするような措置を講ずることについて検討する。	検討			○ (金融庁) 相互会社の取扱いや、移転により影響を受ける保険契約者や株主の保護等の観点から、保険会社間の保険契約の包括移転において、移転先保険会社の株主総会等の決議を不要とすることについて、検討を行っている。
④銀行等による保険商品の販売規制の更なる緩和 (金融庁)	銀行等が原則としてすべての保険商品を取り扱えること、その銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことについて引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。	結論を踏まえ措置			◎ (金融庁) 「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成17年内閣府令第84号)」が(平成17年7月8日公布)平成17年12月22日一部施行、平成19年12月22日全面施行。新たな弊害防止措置を講じた上で、一部の保険商品を先行解禁し、残る保険商品についても解禁した。
⑤生命保険の構成員契約規制 (金融庁)	行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。	検討			○ (金融庁) 金融審議会等において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を行う。
⑥保険会社の保険業に係る業務の代理又は事務の代行を営む保険会社の子会社等による兼営可能業務の拡大 (金融庁)	「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う保険会社の子会社の業務範囲に、保険会社の子会社に認められている従属業務及び金融関連業務のうち現在兼営が認められていない一部業務を追加し、また証券仲介業についても兼営可能業務とすることについて検討し結論を得る。	結論			○ (金融庁) 事業者から具体的に追加の要望があった業務にとらわれず、「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う子会社の兼営のあり方について見直しを行い、平成20年度中に措置することとした。
⑦従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先の拡大 (金融庁)	従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先について、保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点を踏まえ、親会社との実質的一体性に留意しながら、子法人等及び関連法人等にまで拡大することとともに、保険代理店についてもこれに加えることについて検討する。	検討			○ (金融庁) これまで、従属業務子会社の収入依存規制における収入依存先の拡大について検討を行っているが、福利厚生、物品購入、印刷、製本等の従属業務を営む会社については、保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点から、親会社等と実質的一体性を持つものに限って認められているものであり、親会社等との実質的一体性に留意しつつ、引き続き検討を行う。
⑧金融業を行う者の資金の貸付の代理又は資金の貸付に係る事務の代行の認可の撤廃を含めた見直し (金融庁)	保険会社が行う資金の貸付の代理又は資金の貸付に係る事務の代行については、認可制の撤廃を含めた見直しについて検討し結論を得る。	結論			○ (金融庁) 現在の保険会社の業務の代理又は事務の代行の中には、本件と同様に認可制の撤廃を含めた見直しを検討すべきものがあり、それぞれの代理業務又は代行事務に係る取扱いが整合的なものとなるよう、本件はそれらとあわせて検討を行うこととした。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
⑨保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁 (金融庁)	保険会社が新たに信託代理業務を行うにあたり十分な態勢を構築することが出来るかどうかを確認したうえ措置する。	措置			◎ (金融庁) 保険業法施行規則第51条を改正し、保険会社が行うことができる他の金融業を行う者の代理業務に当該業務を追加した(保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成20年内閣府令第14号)平成20年3月31日公布・施行)。
⑩保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘 (金融庁)	保険会社の投資顧問契約等の締結の代理・媒介については、保険会社が当該業務を新たに行うにあたり十分な態勢を構築することが出来るかどうかを確認したうえ、19年度中に認めるべく必要な措置を講ずる。	措置			◎ (金融庁) 保険業法施行規則第51条を改正し、保険会社が行うことができる他の金融業を行う者の代理業務に当該業務を追加した(保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成20年内閣府令第14号)平成20年3月31日公布・施行)。
⑪保険会社による銀行代理店事務支援業務の解禁 (金融庁)	保険会社が、銀行代理店を兼営する保険代理店を対象として、銀行代理店の事務支援業務を行うことについて検討する。	検討			○ (金融庁) 保険会社が「銀行代理店事務支援業務」を行うことの是非について、当該業務の担い手の在り方や保険会社及びその子会社の事業の在り方を踏まえつつ検討している。
⑫保険会社本体・子会社による証券仲介業者支援業務の解禁 (金融庁)	保険会社又は保険会社の子会社である証券仲介専門会社が「証券仲介業者事務支援業務」を行うことの是非について、当該業務の担い手の在り方や他業リスクの制限等の保険会社及びその子会社の業務の在り方を踏まえつつ検討する。	検討			○ (金融庁) 保険会社又は保険会社の子会社である証券仲介専門会社が「証券仲介業者事務支援業務」を行うことの是非について、当該業務の担い手の在り方や保険会社及びその子会社の事業の在り方を踏まえつつ検討している。
⑬保険会社の特定子会社(ベンチャーキャピタル子会社)の保有比率10%超投資対象企業の範囲等の拡大 (金融庁)	保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できる企業の範囲について、例えば設立間もない企業などにまで拡大すべく必要な措置を講ずる。	平成20年度までに措置			○ (金融庁) 「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を第169回国会に提出。上記法律案において、保険会社が特定子会社を通じて子会社とすることができる会社として、「その経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を追加することとしている。
⑭保険代理店の登録制度における特例措置 (金融庁)	一定期間後において、当該運用実施を踏まえ、個人代理店の店主死亡時の場合について、なお制度整備の必要があるかどうかについて、保険契約者の保護の観点に十分留意しつつ検討する。	検討			○ (金融庁) 更に制度整備の必要があるかどうかについては、登録制度の運用の見直しの実施状況を踏まえ、必要に応じ検討する。
⑮保険会社の業務の代理、事務の代行の届け出制への移行 (金融庁)	保険会社の経営資源の有効活用および顧客利便性の向上に向けて、現在認可によって行うことのできる業務のうち、認可制から届出制とすることができるものがないか検討する。	検討			○ (金融庁) 生損保兼営禁止の趣旨や子会社方式による相互参入を認めた趣旨に反しないかどうかについて留意しつつ、認可制から届出制にできる業務がないか検討している。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
⑩保険会社の資産別運用比率規制の見直し (金融庁)	現在行われているソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討の結果等を踏まえた上で、保険会社の健全性を確保しつつ、経営の自由度向上や、より機動的な資産運用を可能とする観点から、保険会社に対する資産別運用比率規制の見直しについて検討する。	検討開始			○ (金融庁) 「金融審議会金融分科会第二部会報告」において、ソルベンシー・マージン比率の算出基準に関する検討結果など踏まえ、廃止を含めた見直しを行うこととしている(平成19年12月18日)。
⑪自賠責保険の手続き等に関する各種規制の緩和 (国土交通省)	自賠責保険において、証明書の記載内容に変更が生じた場合においても当該車両の継続的な運行を可能とするための手続き規制の緩和や、重複契約時の解約規制の緩和といった契約手続き等に関する規制についての緩和を検討し、結論を得る。	結論			○ (国土交通省) 証明書の記載内容に変更が生じた場合における変更手続き規制の緩和について検討を行ったところ、変更事項のうち保険契約者の氏名及び住所については、新たに変更事項を記入した書面を発行し、自動車の使用者が当該書面と自賠責保険証明書を併せて携行することで、当該車両の継続的な運行を可能とする取り扱いを行うべく、手続きを緩和するとの結論を得た。 また、重複契約時の解約規制の緩和については、保険期間の長短にかかわらず解約を認めた場合、重複契約のいずれの契約も解約される可能性が否定できず、無保険車が発生するおそれがあることから、重複契約時の解約規制を緩和することはできないが、重複契約の解約に伴う問題の解決を図るため、重複契約自体が発生することがないよう、代理店、関連事業者等に対し周知を図るべく、保険会社等と協力を行うこととする。
⑫保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為についての明確化 (金融庁)	保険業法および同施行規則に規定されている保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為の構成要件を明確にすることにより、保険会社や保険募集人等の活動への萎縮効果の防止および消費者の利便性の向上並びに保険契約者保護を図る観点から、特別利益の提供の禁止や保険契約内容等についての比較広告規制等については、今後ノーアクションレター制度の活用等により積み重ねられた事例について適宜事務ガイドラインに例示として追記する。	措置(事例に基づき追記)			◎ (金融庁) 保険契約内容等についての比較広告規制については、「保険会社向けの総合的な監督指針」を改正し、比較情報の提供を行うに際しての、一部比較や保険料に関する比較を行う場合の留意点、比較表示を行う主体に関する情報の明示に関する考え方について明確化した。(平成19年7月5日改正、実施)

オ 企業年金・その他

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
⑬確定拠出年金制度の手続きの簡素化 (厚生労働省)	雇用の流動化に対応した環境整備を図るため、確定拠出年金制度における手続きの簡素化等について、必要な検討を行う。	検討			○ (厚生労働省) 簡素化可能な手続きについて、引き続き検討中。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
②サービス法の 見直し (法務省)	債権回収会社(サービサー)は、平成11年2月の制度の発足以来、不良債権の処理等において大きな役割を果たしている。 現在、不良債権処理における債権回収会社の役割を一層充実させるとともに、債権回収業務の更なる適正化を図る観点から、必要な法令改正を含めた制度改正が検討されている。 上記検討について早期に結論を出すとともに、結論を踏まえ、速やかに所要の措置を講ずる。	結論、 以降速や かに措置			○ (法務省) 特定金銭債権の範囲の拡大や行為規制の強化等を内容とするサービサー法改正法案(議員立法)が第166回通常国会に提出され、現在、今国会において継続審議となっている。
③恩給の支払 (総務省)	恩給の支払事務は、現在、郵便局で行われているが、恩給受給者の利便の向上のため、支払事務と併せ行われている窓口相談・債権管理事務が円滑に行われるための条件整備を始めとして、支払事務を民間金融機関においても行うことができるよう、結論を得て、金融機関等関係者のシステム整備を前提として、所要の措置を講じる。	措置			◎ (総務省) 平成19年10月1日省令改正【措置済】 ・恩給給与細則等の一部を改正する省令 (平成19年9月28日)
④対内直接投資等 に係る事前届出業 種 (財務省、事業所管官 庁)	対内直接投資等に係る事前届出業種につき、諸外国との交渉状況や諸外国の外資参入規制等との関係を踏まえ、社会経済情勢に配慮しつつ、OECD資本移動自由化コードの我が国外資規制各業種を検討し、安全保障理由等以外の外資参入規制を最小限に抑えることを目指して、一層の自由化を促進する。 また、安全保障等関連業種については、OECD資本移動自由化コードにおいても規制が認められているものがあるが、その対応につき検討を進め、一層の自由化を促進する。	逐次実施			○ (財務省) 平成19年10月に民営化された日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に対する対内直接投資等については、外資規制を行わないこととした(平成19年10月1日、関連告示施行)。 また、鉄道業及び一般乗合旅客運送業については、本計画の趣旨に鑑み、外資規制の見直しを検討していく。 最近の国際的な投資活動の状況や、我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応するため製品列挙方式を取るなど、必要最小限の規制対象業種の見直しを行なった。(平成19年9月28日、関連告示施行)。 加えて、事前届出に関して、解釈の明確化を図るため、日本銀行に掲載している対内直接投資等Q&Aの記載内容の拡充を図った(平成20年3月28日掲載)
⑤税制に関する文書 回答制度の見直し (財務省)	将来的には、仮定の取引に係るものについても、対象とすべきとの意見があるが、租税回避の悪用の可能性等に留意しつつ、対象とするか否かを含め、慎重に検討していく。	検討			◎ (財務省) 仮定の取引に係るものについては、諸外国においても対象としておらず、また、濫用の可能性が高いため対象としないが、納税者利便の一層の向上の観点から、「将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なもの」を対象に追加することとした(平成20年4月1日実施(平成20年3月7日付で事務運営指針改正))。
⑥税の質疑応答事 例の公表等 (財務省)	海外企業や外国人からのアクセスにも対応するため、ホームページにおける法令解釈に関する情報について、英語版の充実も検討する。	逐次実施			○ (財務省) 税に関する法令自体の公式な英訳が無い現状では、正確な法令解釈に関する情報の英訳を提供することはできないため、法令自体の公式の英訳化の状況も踏まえながら、英語版ホームページの内容充実を図る中で、引き続き検討を行う。